

# ☆ 「広域交付住民票の写し」の請求について☆

「広域交付住民票の写し」とは住民登録地以外で交付する「住民票の写し」です。

住民票の写しは、原則現在住んでいる市区町村（住民登録地）で交付しますが、平成 15 年 8 月 25 日（外国人住民の方は平成 25 年 7 月 8 日）から、マイナンバーカードや住民基本台帳カード・運転免許証など決められた本人確認書類を窓口で提示すれば、住民登録地以外の市区町村でも、本人または本人と同じ世帯の方の住民票の写しが交付できるようになりました。

☆ 静岡市以外に住民登録している方が、静岡市で広域交付住民票の写しを請求される場合 ☆

<p>広域交付住民票の写しの記載内容について</p>	<p>広域交付住民票の写しには、「住所」「氏名」「生年月日」「性別」と「住所を定めた日・届出日・住民となった日」が記載されます。</p> <p>また、希望により「世帯主氏名」「世帯主との続柄」「住民票コード」「マイナンバー」「在留情報等（外国人住民の方のみ）」を記載することができます。</p> <p><u>広域交付住民票の写しには、「本籍」「筆頭者」「すでに住民票から除かれている方」「市内の住所履歴」の記載ができません。</u>これらの記載のある住民票の写しが必要な場合は、住民登録地の市区町村に交付請求をしてください（請求方法は、住民登録地の市区町村にお問い合わせください）。</p>
<p>請求できる人</p>	<p>本人または本人と同じ世帯の方（同じ住民票に記載されている方）のみです。</p>
<p>請求に必要なもの</p>	<p>☆交付手数料（1通300円）</p> <p>☆請求者が本人であることを確認できる書類（官公署が発行し、本人の写真が貼付された書類）次の書類のいずれか1点の提示をお願いします</p> <p>○マイナンバーカード、○住民基本台帳カード（顔写真付でない場合は暗証番号による本人確認を行います）、○運転免許証、○運転経歴証明書（平成 24 年 4 月 1 日以降に発行されたもの）、○旅券、○身体障害者手帳、○在留カードなど</p> <p>注意 1：<u>勤務先の身分証明等は該当しません。</u></p> <p>注意 2：<u>本人確認書類については、有効期限内で住所や氏名は最新の情報が記載されたものをご用意ください。（詳細については各区の戸籍住民課までお問い合わせください。）</u></p>
<p>請求できる場所と時間</p>	<p><b>【各区の戸籍民課】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 葵 区役所 静岡市葵区追手町 5 番 1 号 <b>☎054-221-1061</b></li> <li>・ 駿河区役所 静岡市駿河区南八幡町 10 番 40 号 <b>☎054-287-8611</b></li> <li>・ 清水区役所 静岡市清水区旭町 6 番 8 号 <b>☎054-354-2126</b> （蒲原支所）静岡市清水区蒲原新田一丁目 21 番 1 号 <b>☎054-385-7760</b></li> </ul> <p>以上 4 ケ所にて平日の午前 9 時から午後 5 時まで請求ができます。（全国共通運用時間）</p>

※ 静岡市に住民登録している方が、静岡市以外で広域交付住民票の写しを請求される場合、請求方法や手数料などは請求する市区町村へお問い合わせください。